

○議長交際費の支出基準

議長交際費の支出は、7つの支出項目ごとに支出内容と支出額を定めて行います。

(1) 慶祝

慶事に要する経費、祝賀会、式典に要する経費として支出し、1万円を支出額としています。

(2) 弔慰

葬儀等における香典、供花等に要する経費として支出し、基準については別途定めております。

(3) 会費

各種団体等の構成員として要する経費各種団体等が主催する懇談会に要する経費として支出し、会費相当額。会費が明記されていない場合、会場、規模、実態等実費相当額を支出額としています。

(4) 接遇

来客を応接するための飲食、各市訪問の土産品として支出し、社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額を支出額としています。

(5) 激励

全国大会等に出場する個人、団体等の激励に要する経費として支出し、1万円を支出額としています。

(6) 賛助金

各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費として支出し、1万円を支出額としています。

(7) その他

以上に規定するもののほか、議長が必要と認める経費として支出し、社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額を支出額としています。